



南路志

写本

服部文庫
イ 17
2186
22



117 封
2186
22



南路志

高野問答云右美周曰庄園庄と云は古に庄園と云は
此よりお少く庄名に存する者一此地は之置杯乎お少く
鑑の申表かす庄名も初にお見(高野)庄園と云は其の
此よりお少く庄名に存する者一此地は之置杯乎お少く
ありし庄名も初にお見(高野)庄園と云は其の
余の知りお少く庄名に存する者一此地は之置杯乎お少く
余也と云は守通と唐崖群知貴界陽無間知余置杯乎お少く
高野と云は守通と唐崖群知貴界陽無間知余置杯乎お少く
高野と云は守通と唐崖群知貴界陽無間知余置杯乎お少く

117
1253



南路志

引証

新野問答曰君美問曰庄園庄と申は古には聞えぬルウ中
 比よりお少く庄及庄同存と申者も出地記を置杯申事お少く東
 鑑の中爰かゝる庄名も多しお見え當内も諸國と申申其の散在
 申とも郡も何れに郷も非し其地界と今も多し居るに於
 あり一庄申もあ出来申事此起り少何れに定基郷答曰庄園是は
 今の知り所と申申そのお少く一庄俗字とて莊字に韻會曰田
 舎也と申正字通と唐崔群知貢舉陽妻無間勸令置田辟田我壯三
 十所と申園説文と所以樹果也と申今按と庄園と申申其初人の讓
 も私と買得た地も在に不封地賜田稱壯園申事とて新とて壯園

服部文庫
 117
 1253

多し中ノ末の世には賜りゆ事なすとも先生法五あり私事ナ
故地廣くとも俗に云下居しき富居し手取し中迄は莊園と中
此あり成りゆ事永くとも先着に中我邦王制李唐均田租
庸調之法は以戸計口班田と成戸とは一軒の家として按一軒主
人以下子弟奴婢十人共一戸十口と成戸一口は田成給り男
と田一段女減三分と一一段の田は稲千束を得中ノ末春得り
外のみ今義解を見え中ノ去きは尊紀を太政大臣厚きは
婢を中ノ中として口分田成受中其口分租一段二束二把成出
中して男九十五束成一人の養り給り成是より上下貧富齊
く成其中多しは用途に成故位田職田封戸等の品を立

不足を記やくに設け置させ大法に其位田職田等封戸とす皆段
二束二把の租を出中位田は五位以上依位階田成賜り成令二位
八十町と此類は職田大納言以上職重司疑故別又田を賜り成令職分
田太政大臣四十町欵は封戸と成太政大臣封戸千五百戸と種類前千五
百軒成給り成封地封國の字意は如斯之六節位は三月用多し自
分を豊饒してありも暴富驕奢を成國治俗もさうしに成此外
賜田と中ノ力は是令別勅賜人田成名賜田成此田は后妃湯沐
料功臣報勞田は令所言大功世に不絶上功は傳三世と成皆其
限して彼位職の田成其免平成へ返還中して叔公は口分も死没成
て叔公は又跡をより出生出身して班給り依之法六年一班令見

之や又輸地子田と申すの事あり是は公私雜用の田外おろしは
 りた田とは是代民受て耕作せしと申其租此法に毎國品差不同故
 此は延喜の定に比田は六十年一度返進ルノ様は六十餘州雖
 を立る程も無主比田は無之共は元王制に殊外上苦く自政其故
 自政の事より班田の法もおろりたりなり彼后妃湯沐之料は外家
 譲り給ふに功田の子孫寺に施入は惠美押勝以大織冠之功田山階
 寺維摩會比料に施入は受見周史に彼后妃沐浴之料は外家
 受ては湯沐之料は稱りしに功田も施入のはを寺に功田は
 申すに故私領と申す出未は去きは官より給り功田は
 たる故彼畠やに比年その意より是を莊園と名付申す此類

後々上廣く成て剩(莊園多く持者富者より近隣の莊
 園を買得彼是兼并故富者益富貧者益貧より豪富恣
 に買得るに豪民國に出来共末世の事共へとも伊東祐親う川
 三日月の莊園を持し是より端の例に申りたりは下
 民おろし故 後朱雀院寛徳年中に新立莊園傳廢之宣下
 無其故被集富民に田共後三条院延久初政被置記録所々も此
 傳廢の事第一の義に其後代に聖主も政の勢に此受の事は
 跡々もやに不申は是代申す下官先祖乃事をそりりや似
 共とも下官先祖ありは共は各毎人の事共そのりみ執政大臣
 と兎角田地を貧く故口は彼傳廢の事を申行は忽生損有事

一、何れか事をして此庄園をもちやさぬのちなりけり新
 立を企て、延久より長承、承平は六年、承久は長承院、関白山道庄
 寺可構立事を法性寺、関白被誅、宗忠公事見詳、右記共是より甚
 しく、以後は人主傳廢の事被宣下あり、御讓位の後、院の御領と
 被稱、定まる御封の外、田園被貯、崩御の後、遺命、以
 て男、女親王、今分ち賜へ、或得龍女、房希旨、奸臣等、今分ち下りし
 共、是、院の御処分と、やり、る、け、け、一、庄園、常、成て、詳論、出
 来、此、事、も、同、説、見、中、元、久、の、頃、京、極、黃、明、定、家、卿、の、所、領、江、州、吉、田
 の、庄、を、為、三、位、向、被、掠、度、及、訴、訟、賜、院、御、教、旨、事、見、明、月、記、及
 かく、風、俗、成、共、一、私、領、と、事、事、孫、盛、成、中、義、家、朝、臣、數、武、衛、家、衡、三

年、戰、被、得、勝、利、共、幾、と、乘、り、下、東、國、の、豪、民、を、招、麾、下、被、定、御、家、人、に
 義、朝、平、治、逆、亂、と、是、を、い、ら、さ、る、と、存、賴、朝、公、浪、人、之、兵、武、動、され、け
 此、時、政、の、類、三、浦、の、一、黨、彼、豪、民、御、家、人、と、是、を、た、た、さ、る、那、中、い、ま、い
 左、寛、德、延、久、の、政、務、莊、園、傳、廢、の、事、誠、後、代、の、弊、を、お、ま、ひ、を、ら、る
 所、遠、と、深、と、り、と、恐、ら、る、存、事、共、此、故、一、莊、園、元、私、領、と、共、一、
 邸、も、何、れ、の、郷、も、あ、ら、い、ひ、を、さ、る、不、買、得、と、一、界、の、定、と、無、之、も
 の、共、或、又、莊、園、に、主、人、な、ら、ず、子、孫、断、絶、共、一、保、ふ、と、中、い、又、其
 か、一、多、之、貯、置、共、一、も、負、成、お、と、ら、す、と、一、人、實、与、一、中、一、昔、述、也
 定、一、莊、と、中、い、の、一、無、之、共、今、諸、國、莊、と、中、共、所、一、昔、比、あ、り、と、何、と
 なく、在、名、一、成、と、ら、物、と、共、叔、莊、園、私、領、と、一、共、其、領、内、と、一、國、法、と、

かゝる自由を働かし是を戒るを名とかりて頼朝卿被置地
 頭遂に六十余州を手入るとは彼莊園のうち此士も土産皆其領
 主を受納其奉行人を庄司庄官別當と申して私に召置者外
 此封諸記雜書等の旨以て見たり一傳り居るに見へ申事也

